

浦 人 第 337 号

令和 7 年 6 月 18 日

浦安市職員組合

執行委員長 田 中 美 麗 様

浦安市総務部

人事課長 関 口 勝 也

浦安市職員組合 2025 年夏季要求書の回答について

令和 7 年 6 月 6 日付けで提出がありました夏季要求につきまして、別紙のとおり回答します。

浦安市職員組合 2025 年夏季要求書に対する回答書

1. 夏季休暇の日数は昨年と同様の 8 日間を維持すること。

【回答】 8 日間とする。

2. 夏季休暇を期間内に取得することが難しい職場については、取得期間を拡大するなど、すべての組合員が夏季休暇を取得できるよう対応すること。

【回答】 夏季休暇は夏季における諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実などを目的に付与する特別休暇であり、夏季期間内の取得を原則とする。なお、これまでも、業務上における特別の理由により、期間内の取得が困難である場合は協議に応じている。